

附表 1

項目	状況類似地区の状況	比準宅地の状況		奥行が28メートル以内の場合	奥行が28メートルをこえ36メートル以内の場合	奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	奥行が48メートルをこえ64メートル以内の場合	奥行が64メートルをこえる場合
		標準宅地の状況	比準宅地の状況					
奥行による比準割合	商店が相当連たんしているとき	奥行が28メートル以内の場合	比準宅地の状況	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80
		奥行が28メートルをこえ36メートル以内の場合	標準宅地の状況	1.05	1.00	0.95	0.89	0.84
		奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	比準宅地の状況	1.11	1.06	1.00	0.94	0.89
		奥行が48メートルをこえ64メートル以内の場合	標準宅地の状況	1.18	1.12	1.06	1.00	0.94
		奥行が64メートルをこえる場合	比準宅地の状況	1.25	1.19	1.13	1.06	1.00
奥行による比準割合	専用住宅が相当連たんしているとき	奥行が28メートル以内の場合	比準宅地の状況	1.00	0.95	0.90	0.85	
		奥行が28メートルをこえ36メートル以内の場合	標準宅地の状況	1.05	1.00	0.95	0.89	
		奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	比準宅地の状況	1.11	1.06	1.00	0.94	
		奥行が48メートルをこえる場合	標準宅地の状況	1.18	1.12	1.06	1.00	
		奥行が36メートルをこえる場合	比準宅地の状況	1.05	1.00			
奥行による比準割合	家屋の連たん度が低いとき	奥行が36メートル以内の場合	比準宅地の状況	1.00	0.95			
		奥行が36メートルをこえる場合	標準宅地の状況	1.05	1.00			
形状等による比準割合	<p>標準宅地と比準宅地の形状等の相違に応じ、次に掲げる率の範囲内において適宜その加減すべき率を求め、これを1.00に加減して求めるものとする。この場合において、例えば、標準宅地が整形地で比準宅地が不整形地である場合等においては、次に掲げる率を1.00より減じ、標準宅地が不整形地で比準宅地が整形地である場合等においては、次に掲げる率を1.00に加えるものとする。</p> <p>(1) 不整形地にあつては0.40</p> <p>(2) 奥行距離の間口距離に対する割合が4以上の場合にあつては0.10</p> <p>(3) 間口距離が8メートル未満の場合にあつては0.10</p>							
その他の比準割合	<p>比準宅地又は標準宅地が角地、二方路線地等である場合、その沿接する道路の状況が相違する場合等で必要があるときは、その相違を考慮し、実情に応じ適宜比準割合を求めるものとする。</p>							